

奈良県告示第四百二十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	天理市	五月八日（木）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかり の所在場所
		五月九日（金）		
		五月十二日（月）		
		五月二十一日（水）	午前十時から 午後四時まで	
川上村	大和郡山市	五月二十二日（木）		
		五月二十三日（金）		
		六月三日（火）	午前十一時から 午後三時まで	

		運搬が困難な はかり以外の 特定計量器						
天理市		黒滝村	下市町	大淀町	吉野町	東吉野村	上北山村	下北山村
五月十四日（ 火）	五月十三日（ 火）	六月二十五日 （水）	六月二十三日 （月）	六月十八日（ 水）	六月十一日（ 水）	六月十日（火 ）	六月五日（木 ）	六月四日（水 ）
午前十時三 まで	午後一時か ら午後三時 まで							午前十時か ら午後三時 まで
奈良県農業協同組合	天理市役所（天理市 川原城町六〇五番地 ）							

		大和郡山市							
五月二十七日		五月二十六日 (月)	五月十六日 (金)		五月十五日 (木)				水)
午前十時か	午後一時か から午後三時 まで	午前十時か から正午まで	午前十時か から正午まで	午後一時三 十分から午 後三時三十 分まで	午前十時か から正午まで	午後一時三 十分から午 後三時三十 分まで	十分から午 前十一時三 十分まで	十分から午 前十一時三 十分まで	十分から午 前十一時三 十分まで
大和郡山市片桐支所	大和郡山市南部公民館 (大和郡山市筒井町六〇〇番地四)	大和郡山市南部公民館 (大和郡山市筒井町六〇〇番地四)	天理市役所(天理市川原城町六〇五番地)	天理市立櫛本公民館 (天理市櫛本町二〇六四番地二)	天理市立式上公民館 (天理市遠田町四五番地九)	奈良県農業協同組合 天理営農経済センタ ー(天理市前栽町三三八番地)	二階堂支店福住出張所 (天理市福住町二〇九八番地)	二階堂支店福住出張所 (天理市福住町二〇九八番地)	二階堂支店福住出張所 (天理市福住町二〇九八番地)

下市町		大淀町					
六月二十四日 (火)		六月二十日 (金)		六月十九日 (木)		六月十三日 (金)	
午前十時か ら正午まで	午後一時か ら午後三時 まで	午前十時か ら正午まで	午後一時か ら午後三時 まで	午前十時か ら正午まで	午後一時か ら午後三時 まで	午前十時か ら正午まで	午後一時か ら午後三時 まで
下市町役場 (下市町 大字下市一九六〇番 地)				大淀町役場 (大淀町 大字檜垣本二〇九〇 番地)		吉野町中央公民館 (吉野町 大字上市一三三番地)	
						一)	

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町二九番地一）において行う。